

保医発 1228 第 1 号
令和 2 年 12 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 3 年 1 月 1 日から適用することとする
ので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して
周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）
の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 – 2 (11) 中の「卵巣癌」を「卵巣癌又は前立腺癌」に改める。
- 2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 4 – 2 に次を加える。
 - (18) 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、本区分の「注 2」の「ロ」3 項目以上及び区分番号「D 0 0 6 – 1 8」B R C A 1 / 2 遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの所定点数を合算した点数を準用して、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。
 - (19) 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は、区分番号「D 0 0 6 – 1 8」B R C A 1 / 2 遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。
- 3 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6 – 1 8 (1) 中の「進行卵巣癌患者」を「進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者」に改める。
- 4 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6 – 1 8 (2) 中の「進行卵巣癌患者」を「進行卵巣癌患者、治癒切除不能な膀胱癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者」に改める。
- 5 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6 – 1 8 に次を加える。
 - (4) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を 5 年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び 5 年以上の経験を有する常勤医師が 1 名以上配置されている保険医療機関で実施すること。
 - (5) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。
 - (6) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に検査を実施する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。
 - (7) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な膀胱癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を 5 年以上有する常勤医師又は膀胱癌について専門の知識及び 5 年以上の経験を有する常勤医師が 1 名以上配置されている保険医療機関で実施すること。
 - (8) 「2」血液を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対

して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

- (9) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な膀胱患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。
- (10) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な膀胱患者又は転移性去勢抵抗性前立腺患者に対して抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号) の一部改正について

I の 3 の 107 を次に改める。

- (1) 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(2)縫合糸」であって、一般的名称が「非吸収性縫合糸セット」であるものについては、経皮的カテーテル処置を実施した患者の日帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合、次のいずれかに該当する場合算定できる。
- ア 5 Fr 以上 8 Fr 以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合、1 セットについてのみ算定できる。
ただし、手術後 1 週間以内に入院した場合は算定できない。
- イ 8 Fr を超えるイントロデューサーシースを使用した症例であって、大腿動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行い、当該患者が原則手術後 10 日以内に帰宅した場合、一連につき 2 セットまで算定できる。ただし、術後 10 日を超えて帰宅した場合、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的理由を記載すること。また、区分番号 K 5 5 6 - 2、K 5 5 9 - 2、K 5 6 1 の 2 の口、K 5 6 1 の 2 のハ、K 5 7 4 - 2、K 5 9 4 の 4 の口及び K 5 9 5 の 1 に掲げる手術については、一連につき 4 セットまで算定できる。なお、退院後 1 週間以内に入院した場合は算定できない。
- (2) 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈、腎動脈、四肢の動脈)の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の日帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5 Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り 1 セットについてのみ算定できる。ただし、手術後 1 週間以内に入院した場合は算定できない。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

別表の II の 107(2) を次に改める。

(2) 次のいずれかに該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(2)縫合糸」であって、一般的名称が「非吸収性縫合糸セット」である場合、経皮的カテーテル処置後の大腿動脈又は大腿静脈穿刺部位の止血の目的に使用するものであること。
- ② 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後(特殊カテーテルによるものを含む)、経皮的冠動脈粥疊切除術後、経皮的冠動脈ステント留置術後、末梢動脈(頸動脈、腎動脈、四肢の動脈)の経皮的血管形成術後及び脳血管内の処置後の大動脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項		第1章 (略)	第1章 (略)	
第1章 特掲診療料			第2章 特掲診療料	第2章 特掲診療料	
第1部・第2部 (略)			第1部・第2部 (略)	第1部・第2部 (略)	
第3部 検査			第3部 検査	第3部 検査	
第1節 検体検査料			第1節 検体検査料	第1節 検体検査料	
第1款 検体検査実施料			第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料	
D000～D004 (略)			D000～D004 (略)	D000～D004 (略)	
D004～2 悪性腫瘍組織検査			D004～2 悪性腫瘍組織検査	D004～2 悪性腫瘍組織検査	
(1)～(10) (略)			(1)～(10) (略)	(1)～(10) (略)	
(11) 卵巣癌又は前立腺癌において、「1」の「口」処理が複雑なもの が複雑なものの中、(4)のウに規定する固形癌におけるNTRK 融合遺伝子検査と区分番号「D006-1 8」BRCA1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体 とするものを併せて行った場合には、主たるもののみ 算定する。			(11) 卵巣癌において、「1」の「口」処理が複雑なもの のうち、(4)のウに規定する固形癌におけるNTRK 融合遺伝子検査と区分番号「D006-18」BRCA 1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするもの を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。	(11) 卵巣癌において、「1」の「口」処理が複雑なもの のうち、(4)のウに規定する固形癌におけるNTRK 融合遺伝子検査と区分番号「D006-18」BRCA 1／2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするもの を併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。	
(12)～(16) (略)			(12)～(16) (略)	(12)～(16) (略)	
(17) 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケン シングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は			(17) 卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケン シングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、相同組換え修復欠損の評価を行った場合は	(新設)	

、本区分の「注2」の「ロ」3項目以上及び区分番号 「D006-18」B R C A 1／2遺伝子検査の「1 」腫瘍細胞を検体とするもの所定点数を合算した点 数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。	D005～D006-17	(略)
	D006-18	B R C A 1／2遺伝子検査
(18) <u>卵巣癌患者の腫瘍組織を検体とし、次世代シーケン シングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目 的として、相同組換を修復欠損の評価を行った場合は 、区分番号「D006-18」B R C A 1／2遺伝子 検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものの施設基準に 係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。</u>	D005～D006-17	(略)
	D006-18	B R C A 1／2遺伝子検査
(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発 の進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者の 腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗 悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、B R C A 1遺伝子及びB R C A 2遺伝子の変異の評価を行った場 合に限り算定する。	(1) 「1」腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケン シングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目 的として、B R C A 1遺伝子及びB R C A 2遺伝子の変 異の評価を行った場合に限り算定する。	(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発 の進行卵巣癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者の 腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗 悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、B R C A 1 遺伝子及びB R C A 2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。
(2) 「2」血液を検体とするものについては、転移性若 しくは再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者又は遺伝性 不能な肺癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺 伝性乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患 者の血液を検体とし、P C R 法等により、抗悪性腫瘍剤によ る治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目 的として、B R C A 1遺伝子及びB R C A 2遺伝子の変 異の評価を行った場合に限り算定する。	(2) 「2」血液を検体とするものについては、転移性若 しくは再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者又は遺伝性 乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の 血液を検体とし、P C R 法等により、抗悪性腫瘍剤によ る治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目 的として、B R C A 1遺伝子及びB R C A 2遺伝子の変 異の評価を行った場合に限り算定する。	(2) 「2」血液を検体とするものについては、転移性若 しくは再発乳癌患者、初発の進行卵巣癌患者又は遺伝性 乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しくは卵巣癌患者の 血液を検体とし、P C R 法等により、抗悪性腫瘍剤によ る治療法の選択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を目 的として、B R C A 1遺伝子及びB R C A 2遺伝子の変 異の評価を行った場合に限り算定する。
(3) (略)	(3) (略)	(3) (略)
(4) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性 去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による 評価を行った場合に限り算定する。	(4) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性 去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による 評価を行った場合に限り算定する。	(4) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性 去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による 評価を行った場合に限り算定する。

治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施するこ

と。
(5) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択をして検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行つている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行つている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行つている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

(6) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択をして検査を実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

(7) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な肺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択をして検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は肺腫瘍に関して専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

(8) 「2」血液を検体とするものについて、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択をして検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1

名以上配置されている保険医療機関で実施すること。

(9) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な肺癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。
ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

(10) 「2」血液を検体とするものについて、治癒切除不能な肺癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。

第2節～第4節 (略)
第4部～第13部 (略)

第2節～第4節 (略)
第4部～第13部 (略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 9 号）の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
1 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 （略）	1 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 （略）	1 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 （略）
3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～106 （略）	3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～106 （略）	3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い 001～106 （略）
107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 (1) 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(2)縫合糸」であって、一般的な名称が「非吸収性縫合糸セット」であるものについては、経皮的大腿動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行うとした大腸動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行ふ場合、次のいずれかに該当する場合算定できる。 ア 5Fr 以上 8Fr 以下のイントロデューサーシースを使用した症例において、当該患者が手術の翌々日までに帰宿した場合、1 セットに入院した場合は算定できない。 イ 8Fr を超えるイントロデューサーシースを使用した症例において、大腿動脈穿刺部位又は大腿静脈穿刺部位の止血を行い、当該患者が原則手術後 10 日以内に帰宿した場合、一連につき 2 セットまで算定できる。ただし、手術後 10 日を超えて帰宿した場合、診療報酬明細書の摘要欄にその医	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料は、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈狭窄解除術、経皮的冠動脈形成術（特殊力テールによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ストレト留置術を実施した患者の日帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行ふ場合に、5Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宿した場合に限り 1 セットについてのみ算定できる。ただし、手術後 1 週間以内に入院した場合は算定できない。	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料は、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈狭窄解除術、経皮的冠動脈形成術（特殊力テールによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ストレト留置術を実施した患者の日帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行ふ場合に、5Fr 以上のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宿した場合に限り 1 セットについてのみ算定できる。ただし、手術後 1 週間以内に入院した場合は算定できない。

学的理由を記載すること。また、K556-2、K559-2、K561 の 2 の口、K561 の 2 のハ、K574-2、K594 の 4 の口及び K595 の 1 については、一連につき 4 セットまで算定できる。な お、退院後 1 週間以内に入院した場合は算定できない。	② 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は 認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的 名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局 所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紉器及び縫合器」 であって、一般的の名称が「単回使用自動縫合器」であるもの については、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術 、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮 的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四 肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血 管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓 回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の日 帰り又は早期退院を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行 う場合に、5 Fr 以上のイントロデューサーシースを使用し た症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場 合に限り 1 セットについてのみ算定できる。ただし、手術後 1 週間以内に入院した場合は算定できない。
108～208 4～6 II～IV	(略) (略) (略)
108～208 4～6 II～IV	(略) (略) (略)

「特定保険医療材料の定義について」（令和2年3月5日保医発0305第12号）の一部改正について
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(別表)	(別表)	(別表)	(別表)
I （略）	I （略）	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～106 （略）	001～106 （略）	001～106 （略）	001～106 （略）
107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) (略) (2) 次のいずれかに該当すること。	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) (略) (2) 次のいずれかに該当すること。 <u>① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(2)縫合糸」であって、一般的な名称が非吸収性縫合糸セットである場合、経皮的カテーテル処置後の大腿靜脈穿刺部位の止血の目的に使用するものであること。</u> <u>② 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的な名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結糸器及び縫合器」であつて、一般的な名称が「單回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈粥瘤切除術後、経皮的冠動脈留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の留置術後及び脳血管内の処置後の大腿動脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。</u>	107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料 定義 次のいずれにも該当すること。 (1) (略) (2) 次のいずれかに該当すること。 <u>① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(2)縫合糸」であって、一般的な名称が非吸収性縫合糸セットである場合、経皮的カテーテル処置後の大腿靜脈穿刺部位の止血の目的に使用するものであること。</u> <u>② 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的な名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結糸器及び縫合器」であつて、一般的な名称が「單回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術後</u>

及び脳血管内の処置後の大腿動脈穿刺部位の止血を目的 に使用するものであること。	
(3) 108~208 III~IX	(略) (略) (略)
(3) 108~208 III~IX	(略) (略) (略)